

## 指名停止措置期間の変更について

### 記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置期間の変更を行ったので、お知らせします。

平成29年3月3日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

#### 【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 金田 好章  
契約管理係長 下地 公介  
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 伊佐 安史  
管理第二係 永田 千春  
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

## 指名停止措置期間の変更の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(有)南風原工務店	沖縄県那覇市字国場 1 1 6 9 - 6 ピュアセブンズ 1 0 2

### 2. 従前の指名停止措置期間：

平成 2 9 年 1 月 1 3 日 ～ 平成 2 9 年 5 月 1 2 日（4 ヲ月）

### 3. 変更後の指名停止措置期間：

平成 2 9 年 1 月 1 3 日 ～ 平成 2 9 年 6 月 1 2 日（5 ヲ月）

### 4. 事実概要

(有)南風原工務店の代表取締役らは、渡名喜村発注の伝統的建造物群修復事業に関し、同村教育長から事前に入札に関する情報を教わり公正な入札を妨害したとして、平成 2 8 年 1 2 月 2 日、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑で、沖縄県警に逮捕されたため、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2 第 1 0 号の措置要件に該当するとして、4 ヲ月間の指名停止を行った。

今般、新たに贈賄の容疑でも平成 2 9 年 1 月 2 6 日に再逮捕された。

### 5. 指名停止措置期間の変更理由

当初、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害の容疑による逮捕に対し、第 2 第 1 0 号により指名停止措置を講じたが、今般、新たに贈賄の容疑でも再逮捕されたことが明らかとなったことから 1 ヲ月の加算措置を行い、5 ヲ月の指名停止を講ずるものである。

### ○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第 2 抜粋

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 1 2 号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3 ヲ月以上 1 2 ヲ月以内